

# 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針講習会【全構造編】 (WEB講習) 開催のご案内 (2022年度)

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

**※技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。**

**※建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。**

**平成29年度に講習を受講し、技術者証を申請した方は令和5年3月末が有効期間満了となります。  
技術者証および技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。**

1. 受講申込期間：令和4年12月1日(木)～令和5年2月10日(金)  
受講期間：令和5年2月21日(火)～3月17日(金)

## 2. プログラム

講義	講師	時間
被災度区分判定の考え方	前田匡樹(東北大学大学院教授)	20分
木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(別冊資料を含む)	河合直人(工学院大学教授)他	90分
鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(別冊資料を含む)	前田匡樹(東北大学大学院教授)他	90分
鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(別冊資料を含む)	吉敷祥一(東京工業大学教授)	90分

### 3. テキストおよびテキスト代（税込・送料込／お申し込み後、（一財）日本建築防災協会から発送します）

#### 【全構造編テキスト】

①【必須】別冊資料（全構造編） 4,000円（税込）

②【任意】2015年改訂版再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円（税込）

※すでにお持ちの方は購入の必要はありません。講習時にお手元にご用意ください。

### 4. 受講料等（税込）

＜受講区分 A（受講料＋テキスト①）＞ ※ ②のテキストを講習時にお手元にご用意下さい。

事務所協会会員及び所員 11,150円/人

その他一般 12,150円/人

＜受講区分 B（受講料＋テキスト①＋テキスト②）＞

事務所協会会員及び所員 19,070円/人

その他一般 20,070円/人

### 5. 受講対象者

建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

### 6. 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証（カード式）の発行

本講習を受講修了された建築士で希望者には、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（カード式）（有効期間5年・令和10年3月31日まで）発行し、「技術者名簿」に掲載します。

希望者は、「技術者証申込書（別紙1）」、写真1枚（6ヶ月以内に撮影、幅25mm・高さ35mm）と発行手数料（実費）として1,100円（税込）が別途必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。

技術者証は、講習修了後2ヶ月程で（一財）日本建築防災協会から送付します。

### 7. 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿の掲載（掲載料は不要です。）

技術者証の発行希望者を有する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」（以下、「復旧技術事務所名簿」）の掲載を申し込むことができます。この技術事務所名簿は、（一財）日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の協力要請等の資料として活用します。

希望事務所は、「技術事務所名簿掲載申込書（別紙2）」が必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。

※復旧技術事務所名簿の掲載申込は、技術者証発行者が対象となります。

## 8. WEB 講習の受講に必要な環境（申込前に必ずご確認ください）

①通信環境：YouTube を標準画質で快適に視聴できること

②視聴環境（ブラウザ等は最新版とします）：

PC の OS：Windows8.1 または 10、MacOSX（バージョン 10.0 以降推奨）

ブラウザ：Edge、Firefox、GoogleChrome、Safari

※InternetExplorer11 はしばしば不具合が発生するため、推奨しません。

スマートフォンの OS・ブラウザ：iOS10.0 以降・Safari、Android5.0 以降・Chrome

（参考）通信環境等の具体的スペック等を確認できる場合は、下記を参考にしてください。

・回線速度下り：512kbps 以上、上り：256kbps 以上

・CPU：Celeron1GHz 以上、CoreDuo1.66GHz 以上、これらと同等以上の CPU

## 9. 申込方法 ※ 必ず「8.」の視聴環境の確認を行った上で、お申し込みください。

当会で申込受付後に受付番号を F A X 等でお知らせ致します。

①WEB からの申し込みの場合：<https://j-kana.net/>

（クレジットカード決済、コンビニ決済等の利用が可能です。）

※申込画面の備考欄に必ず、以下の項目を記載してください。

「勤務先（住所・名称・電話番号・メールアドレス）（勤務先がテキスト送付先になります）」、

「建築士資格情報（空欄でも可）」、「CPD 番号情報（空欄でも可）」、「テキスト②購入希望の有無」、

「技術者証発行の有無」、「技術事務所名簿掲載の有無」

②郵便振替等にて下記振込先に受講料等を入金後、講習会申込書と振替票の写しを申込先に FAX（045-212-3807）してください。（振込手数料は各自ご負担ください。）

郵便振替口座 00230-5-16393

口座名称 神事協(しんじきょう) 講習会(こうしゅうかい)

※ 銀行から振込む場合：ゆうちょ銀行 029(ゼロにきゅう)店 当座 0016393

または、口座名称：横浜銀行 関内支店 (普) 1041842

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会

※「技術者証発行」を希望される方は、「技術者証申込書（別紙 1）」、写真 1 枚（6ヶ月以内に撮影、幅 25mm・高さ 35mm）を申込先へ郵送してください。また、「技術事務所名簿掲載」を希望される方は、併せて「技術事務所名簿掲載申込書（別紙 2）」を同封してください。

<送付先>

〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12-2 階

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 講習会係

※CPD 単位付与希望の方（建築 CPD 情報提供制度の認定プログラム 5 単位）

・建築士の方は、「建築士番号欄」に、建築士登録番号を記入してください。

・その他の方は、「CPD 番号欄」に登録番号を記入してください。

## 10. 受講までの流れ

### ・講義動画の視聴

お申込まいただいた E-mail アドレスに受講サイトの URL・ログイン ID その他必要事項が記載されたメールを送信いたしますので、その指示に従ってログインを行い、必ず上記受講期間中に講習動画を視聴してください。メールは「fu\_ji@kenchiku-bosai.or.jp」より送付されます。迷惑メール対策等をされている場合、受信が可能な設定に変更してください。

(※万一上記の期間内にメールが届かなかった場合は、下記の間合先までお知らせいただくようお願い致します。)

※1：途中で視聴を停止した場合は、次回アクセス時には、前回停止した箇所からの視聴となります。

※2：同じ科目を繰り返し視聴していただくことができます。また、巻き戻しての視聴もできます。

※3：受講（配信）期間の延長はございませんので、受講期間内に余裕を持ってログインし、ご受講されるようお勧めいたします。

ご登録いただいた個人情報は、本講習実施に関する情報提供のために使用し、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。

**11. 共催：**（一社）神奈川県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、  
（一財）日本建築防災協会

**後援：**（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本建築家協会

お問い合わせ先

（申込・受付について）一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（TEL：045-228-0755）

（動画視聴について）一般財団法人日本建築防災協会 被災度区分判定講習係（TEL：03-5512-6451）

2022年度 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会  
【全構造編】(WEB講習)

申込先FAX：045-212-3807

受講申込書

(一社)神奈川県建築士事務所協会 殿

年 月 日

事務所名		支部名 (会員の場合)	
所在地 (会員は記入不要)	〒		
Eメール	@		
TEL		FAX	
建築CPD情報提供制度参加者ID番号 (又は建築士 級別及び登録番号 ※二級・木造は登録都道府県)	ID ( ) 二級 ・ 木造 ( ) 県 一級 大臣 第 ( ) 号		
受付番号	申込者氏名(ふりがな)		
受講料 (税含む)	受講区分A 事務所協会会員及び所員 (受講料+①テキスト ※1参照)	11,150円/人	
	受講区分A その他一般 (受講料+①テキスト ※1参照)	12,150円/人	
	受講区分B 事務所協会会員及び所員 (受講料+①テキスト+②テキスト ※1参照)	19,070円/人	
	受講区分B その他一般 (受講料+①テキスト+②テキスト ※1参照)	20,070円/人	
技術者証の発行(希望者のみ) ※ 要必要書類送付			1,100円
技術者証の発行の方で、「技術者名簿」の掲載希望の方は右欄に○をして下さい。			
振込金額	合計		円

<※1 テキスト 発行:(一財)日本建築防災協会>

①別刷資料(全構造編)

②2015年改訂版再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針

※2 「技術者証」の発行および「技術者名簿」の掲載の資格要件は、建築士資格を有する者とします。

また、木造建築士の「技術者証」は、全構造を受講された場合でも講習修了構造は木造のみとなります。

※3 一度納入された会費については、いかなる場合も返金はできませんのでご了承ください。(定員を超えた場合を除く)

※3 上記申込書の一部が建築CPD情報提供制度へデータが送付されますのでご了承ください。

## 「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 殿

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（カード式）（以下、「技術者証」）の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

記

フリガナ

1 氏 名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 資 格 1級 2級 木造 建築士 \_\_\_\_\_ 建築士番号 \_\_\_\_\_

※二級・木造建築士の方は登録地： \_\_\_\_\_

4 講習修了構造 全構造 \_\_\_\_\_ 本造 \_\_\_\_\_ (何れかに○印)

5 住 所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

6 勤務先名称 \_\_\_\_\_

7 勤務先所在地 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

8 勤務先電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ )

9 メールアドレス \_\_\_\_\_

10 写 真 (脱帽上半身で6ヶ月以内に撮影した、縦3.5cm×横2.5cmで裏に氏名を記入した写真1枚をこの申込用紙にクリップで添付してください。)

注1) 技術者証の有効期間は5年間(2028年3月31日まで)です。

注2) 「技術者証」は、勤務先住所に郵送いたします。

注3) この申込書の個人情報、技術者証の発行、技術者への更新時の連絡及び必要な情報の提供に使用します。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿  
掲載申込書

申込日： 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

建築士事務所名 \_\_\_\_\_

開設者氏名 \_\_\_\_\_

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会のホームページでの公開を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、令和10年3月31日までとする。)

名簿掲載内容

・(建築士事務所協会) 会員の有無 有 無 (いずれかに○印)

・建築士事務所名 \_\_\_\_\_

・所在地 〒 \_\_\_\_\_

・電話番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・FAX番号 市外局番 ( ) - ( ) - ( )

・メールアドレス \_\_\_\_\_

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 \_\_\_\_\_ 資格： 建築士 \_\_\_\_\_ 講習修了構造： 全構造 \_\_\_\_\_ 木造 \_\_\_\_\_

・連絡主管者氏名 \_\_\_\_\_ 緊急連絡先 ( ) - ( ) - ( )

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者かいずれかに○印をつけてください。

ただし、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

\*「判定・復旧技術者」氏名は、技術者証発行を希望する所属建築士の氏名を記載ください。